

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 設備規則第四十九条の二十三の二に規定する技術基準</u></p> <p>(6)～(15) （略）</p> <p>六～十 （略）</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5)～(14) （略）</u></p> <p>六～十 （略）</p>